

## ○笛吹市骨髄移植ドナー助成金交付要綱

令和6年3月29日

告示第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク(以下「日本骨髄バンク」という。)が実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)の提供を行った者に対し笛吹市骨髄移植ドナー助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、骨髄等の提供が完了した者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 骨髄等を提供した日において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 骨髄等の提供に係る休暇制度を設けている企業、団体等に属していない者
- (3) 他の自治体が実施する骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていない者
- (4) 市税の滞納がない者

(助成金の交付対象経費等)

第3条 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院又は入院(骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。)の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、日本骨髄バンクが必要と認める通院、入院及び面接

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に、骨髄移植ドナー助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書

類

- (2) 骨髄等の提供に係る通院又は入院した日を証明する書類
  - (3) 健康保険証の写し
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- (助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、申請内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、骨髄移植ドナー助成金交付決定通知書(様式第2号)、もしくは不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付申請の変更等)

第6条 前条の規定により交付決定通知書を受けた者は、交付決定後に補助金の交付決定を受けた内容を変更するときは、骨髄移植ドナー助成金事業変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 助成金の交付の決定を受けた後、当該助成事業を中止又は廃止しようとするときは、骨髄移植ドナー助成金事業中止申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は第1項及び第2項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは骨髄移植ドナー助成金事業変更(中止)承認通知書(様式第6号)により次に掲げる条件を付して承認申請のあった者に通知するものとし、不適当と認めるときは骨髄移植ドナー助成金事業変更(中止)不承認通知書(様式第7号)により、承認申請のあった者に通知するものとする。

4 補助事業者は、当該補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は当該補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(助成金の交付決定の取り消し等)

第7条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、骨髄移植ドナー助成金交付決定取消通知書(様式第8号)により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて取り消しを受けた者にその返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

附 則(令和4年3月31日告示第126号)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第57号)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。